告 示

埼玉県川越建築安全センタ―所長告示第四十四号

を次のとおり取り消した。り、平成十六年六月十七日第七号及び平成十九年八月三十日第十号で指定した道路 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

平成二十八年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

		第一号	取 消 番 号
	一項第四十二	建築基準法	係る道路の種類
	五月十六日	平成二十八年	年の取消しの日
飯能市大字笠縫九十七―七から	二百七十九―三まで	飯能市大字笠縫百六十一―二から	指定の取消しに係る道路の位置
五. 十. 五. •		三十七・〇	(単位メートル)係る道路の延長指定の取消しに
六・〇		四 •	(単位メートル)係る道路の幅員指定の取消しに